

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第33号



池田町で 詐欺被害発生!

池田町の一人暮らしの60代の女性が、現金三千万円をだまし取られました。

女性宅に「訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが「民事訴訟告知センター」から届きました。記載の電話番号に連絡したところ、「訴訟せずに関係会社を名乗る男から弁護士費用等を要求され、数回にわたり首都圏の指定された住所に現金を宅配便で送付。品名は相手の指示通りに「野菜」にしたということです。

このように不安をあまり連絡を促すハガキの送付や電話最近では封書も全国のお家に届いています。封筒の表面には「重要」と記載され、中にはハガキと同様に架空の番号や内容が記載されています。これは詐欺の手紙です。記載の連絡先には絶対に連絡せず、消費生活センターや警察に相談してください。

啓発活動を 実施しました!

10月15日の年金支給日にあわせ、幕別町消費者被害防止ネットワークの構成組織のメンバー22人と消費者教育推進大使(道内初)に任命されているパオくんは、町内の金融機関とスーパーの店頭で消費者被害防止の啓発活動を行いました。

メンバーやパオくんは、のぼりを持ち、訪れた方々に「振り込め詐欺や架空請求に気を付けてください」と注意を呼びかけました。

今後も幕別町消費者被害防止ネットワークでは、構成団体の連携をより深めて、住民のみならず消費者被害から守る活動に取り組んでまいります。



相談事例紹介 新聞の購読契約は慎重に!

今月の相談

先日、新聞の勧誘員が自宅にやってきた。「別の新聞をとっている」と断ったが、「来年からいいから」としつこくいわれ、根負けして契約した。だが、視力も低下していて二紙も読めないで、解約したい。

訪問販売による新聞購読の契約は、契約書面を受け取った日を含む8日間であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。今回のご相談は、契約書面を受け取ってすぐのご相談でしたのでクーリング・オフができませんでした。

クーリング・オフの期間が過ぎると、契約方法や内容等に問題がなければ、原則的には一方的に解約することはできません。ただし、訪問販売でしつこく勧誘されたり、強引に契約を迫られたりした場合など、勧誘時の状況によっては解約できることもあります。

このご相談のような、数カ月、数年先に購読が始まる契約は「先付け契約」といいます。「先付け契約」は、勧誘された時には問題なく払えると思っただけでも、購読が始まってから事情が変わって解約を申し出るとトラブルの元となるため注意が必要です。特に健康面に心配のある方、転勤などで引越す可能性がある方は注意しましょう。その他、数年に及ぶ長期の契約についても同様に注意しましょう。

契約に際しては、将来のご自分の状況をよく考えて、納得した上で契約しましょう。不要であればきっぱりとお断りすることも大切です。

☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内		札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

孫娘が欲しがっているランドセルを**インターネット**で探したら、定価6万円のところ**半額で販売**しているサイトを見つけ、希望の

色もあったので申し込んだ。翌日、

受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので**振り込んだ**。振り込み確認後、1週間

で届くはずが1カ月経っても**届かない**。その後、メール

や申し込みフォームから**催促**をしても**返信がない**。サイト

にも住所、電話番号は**書かれていない**。**詐欺サイト**

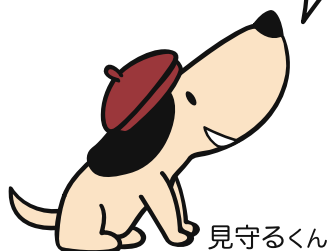
だったのか。(60歳代 男性)



商品が届かない！ ネットでの買い物は慎重に

ひとこと助言

所在地、電話番号を
確認しよう



見守るくん

- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。
- 分からないことや不安なことがあったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。